

## 摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について

(平成29年9月21日現在)

区分	品目	該当産出地	差し控えるよう要請している内容	
		※旧市町村名の表示は、野菜・果実類については昭和38年1月1日現在、穀類については昭和24年4月1日現在のものです。		
野菜	非結球性葉菜類	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	摂取・出荷	
	結球性葉菜類		摂取・出荷	
	アブラナ科花蕾類		摂取・出荷	
	カブ		出荷	
	ワサビ（畑において栽培されたものに限る）		伊達市、川俣町（山木屋の区域に限る。）	出荷
	トウガラシ		浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	収穫
果実	ウメ	南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域（平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定）に限る。）	出荷	
		川俣町（山木屋の区域に限る。）	収穫	
	ビワ	南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域（平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定）に限る。）	出荷	
	ユズ	福島市、南相馬市	出荷	
		川俣町（山木屋の区域に限る。）	収穫	
	カキ	南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域（平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定）に限る。）	出荷	
	キウイフルーツ	南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域（平成24年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定）に限る。）	出荷	
	あけび	伊達市	出荷	
ギンナン	南相馬市（旧原町市の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）	収穫		
クリ	伊達市、南相馬市	出荷		
	川俣町	収穫		
※7 穀類	平成23年産米	福島市（旧福島市及び旧小国村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川市の区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）	出荷	
	平成24年産米	※1 ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	出荷	
	平成25年産米	※2 ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷	
	平成26年産米	※3 ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷	
	平成27年産米	※4 ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷	
	平成28年産米	※5 ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷	
平成29年産米	※6 ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷		

山菜	くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、檜葉町、大玉村、葛尾村	出荷
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る)	南相馬市	出荷
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、檜葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村	出荷
	ふきのとう(野生のものに限る)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、葛尾村	出荷
	ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、檜葉町、川内村、葛尾村	出荷
	ぜんまい(野生のものに限る)	広野町、大玉村	出荷
	たらのめ(野生のものに限る)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村	出荷
	わらび	伊達市、南相馬市、川俣町、檜葉町、鮫川村、葛尾村	出荷
	わらび(野生のものに限る)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町	出荷
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村	出荷
	こしあぶら(野生のものに限る)	只見町、西会津町	出荷
	ふき	葛尾村	出荷
	ふき(野生のものに限る)	桑折町、檜葉町、天栄村	出荷
	うわばみそう(野生のものに限る)	須賀川市、国見町	出荷
	さんしょう(野生のものに限る)	いわき市	出荷
	うど(野生のものに限る)	須賀川市、相馬市、広野町、檜葉町、川内村、葛尾村	出荷
	ねまがりたけ(野生のものに限る)	猪苗代町	出荷
	おおばぎぼうし(うい) (野生のものに限る)	郡山市	出荷
	もみじがさ(しどけ) (野生のものに限る)	鮫川村	出荷
きのこ	原木しいたけ(露地)	飯館村 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、葛尾村、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)	摂取・出荷 出荷
	原木しいたけ(施設)	川俣町	出荷
	原木しいたけ(施設)(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く)	伊達市	出荷
	原木なめこ(露地)	相馬市、いわき市	出荷
	野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類)	南相馬市、いわき市、棚倉町 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、只見町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	摂取・出荷 出荷
	野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類。ただし、なめこを除く。)	西会津町	出荷
	野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類。ただし、むきたけを除く。)	会津美里町	出荷

樹実類	くるみ	南相馬市	出荷
畜産物	原乳	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村	出荷
	牛(12月齢未満のもの、及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	県外への移動
	牛(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	と畜場への出荷
水産物	ヤマメ(養殖により生産されたものを除く)	新田川(支流を含む。) 秋元湖、猪苗代湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、本県内の阿武隈川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)	摂取・出荷・採捕 出荷・採捕
	ウグイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに本県内の阿武隈川(支流を含む。))	出荷・採捕
	イワナ(養殖により生産されたものを除く)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに本県内の阿武隈川(支流を含む。))	出荷・採捕
	モクズガニ	真野川(支流を含む。))	採捕
	アユ(養殖により生産されたものを除く)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	出荷・採捕
	ホンモロコ(養殖により生産されたものに限る)	川内村	出荷
	コイ(養殖により生産されたものを除く)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに本県内の阿武隈川(支流を含む。))	出荷・採捕
	フナ(養殖により生産されたものを除く)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))、真野川(支流を含む。))並びに本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	出荷・採捕
	ウナギ	本県内の阿武隈川(支流を含む。))	出荷・採捕
	ドジョウ(養殖により生産されたものに限る)	郡山市	出荷
	ウミタナゴ、カサゴ、キツネメバル、クロダイ、サクラマス、シロメバル、スズキ、ヌマガレイ、ムラソイ、ピノスガイ	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	出荷

※1 広野町、檜葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館町月館（関ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。）及び月館町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（霊山町山野川に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（挾田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧堰本村（梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小手村及び旧富野村（梁川町八幡に限る。）、二本松市（旧渋川村（渋川及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。）、国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、川俣町（旧飯坂村の区域に限る。）、三春町（旧沢石村の区域に限る。）及び大玉村（旧玉井村の区域に限る。）

※2 福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。）、南相馬市（小高区、原町区（片倉（字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。）、高倉（字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。）、雫（字袖原の区域に限る。）、小浜（字間形沢を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕（字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。）、高（字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稲荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）及び大原（字和田城の区域に限る。）の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町、檜葉町、川内村及び飯館村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。）

※3 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、檜葉町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※4 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、檜葉町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※5 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、檜葉町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※6 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※7 穀類（大豆・そば・小豆等）については、県が市町村単位（一部旧市町村・避難指示区域等の地域）でモニタリング検査を実施して、出荷の可否を判断しています。出荷可能となった地域の最新情報は、下記ホームページをご確認ください。なお、大豆・そばの一部地域についてはモニタリング検査前のお荷自肅を要請しています。その該当地域は別表1のとおりです。

<平成28年産穀類のモニタリング検査の市町村別進捗状況>

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-28.html>

(別表1) **モニタリング検査前の平成28年産大豆・そばの出荷自粛等を要請している地域** (平成28年6月21日付け自粛要請)

(平成29年7月12日現在)

市町村名	「大豆」の出荷自粛等を要請している地域	「そば」の出荷自粛等を要請している地域
川俣町	山木屋村(旧居住制限区域)、山木屋村(旧解除準備区域)	山木屋村(旧居住制限区域)、山木屋村(旧解除準備区域)
二本松市	杉田村、石井村	
本宮市	本宮野、仁井田村、和木沢村(本宮野)、白岩村、和木沢村(白沢村)	
大玉村	夫山村	
郡山市	目和田野、逢隈村、高野村	
天栄村	広戸村、大里村、牧本村	
白河市	大屋村、信夫村	
南相馬市	太田村(旧解除準備区域)、大甕村(旧解除準備区域)、石神村(旧解除準備区域)、石神村(旧居住制限区域)、石神村(帰還困難区域)、小高町(旧解除準備区域)、福浦村(旧解除準備区域)、金房村(旧解除準備区域)、金房村(旧居住制限区域)、金房村(帰還困難区域)	太田村(旧解除準備区域)、大甕村(旧解除準備区域)、石神村(旧解除準備区域)、石神村(旧居住制限区域)、石神村(帰還困難区域)、小高町(旧解除準備区域)、福浦村(旧解除準備区域)、金房村(旧解除準備区域)、金房村(旧居住制限区域)、金房村(帰還困難区域)
飯館村	大館村(旧解除準備区域)、大館村(旧居住制限区域)、飯曾村(旧解除準備区域)、飯曾村(旧居住制限区域)、飯曾村(帰還困難区域)	大館村(旧解除準備区域)、大館村(旧居住制限区域)、飯曾村(旧解除準備区域)、飯曾村(旧居住制限区域)、飯曾村(帰還困難区域)
楡葉町	竜田村(旧解除準備区域)、木戸村(旧解除準備区域)	竜田村(旧解除準備区域)、木戸村(旧解除準備区域)
富岡町	富岡町(旧解除準備区域)、富岡町(旧居住制限区域)、富岡町(帰還困難区域)、上岡村(旧解除準備区域)、上岡村(旧居住制限区域)	富岡町(旧解除準備区域)、富岡町(旧居住制限区域)、富岡町(帰還困難区域)、上岡村(旧解除準備区域)、上岡村(旧居住制限区域)
川内村	川内村(旧解除準備区域)	川内村(旧解除準備区域)
大熊町	熊町村(帰還困難区域)、大野村(解除準備区域)、大野村(居住制限区域)、大野村(帰還困難区域)	熊町村(帰還困難区域)、大野村(解除準備区域)、大野村(居住制限区域)、大野村(帰還困難区域)
双葉町	新山町(帰還困難区域)、長塚村(帰還困難区域)、請戸村(解除準備区域)	新山町(帰還困難区域)、長塚村(帰還困難区域)、請戸村(解除準備区域)
浪江町	浪江町(旧解除準備区域)、浪江町(旧居住制限区域)、幾世橋村(旧解除準備区域)、請戸村(旧解除準備区域)、大堀村(旧居住制限区域)、大堀村(帰還困難区域)、苧野村(旧解除準備区域)、苧野村(旧居住制限区域)、苧野村(帰還困難区域)、津島村(帰還困難区域)	浪江町(旧解除準備区域)、浪江町(旧居住制限区域)、幾世橋村(旧解除準備区域)、請戸村(旧解除準備区域)、大堀村(旧居住制限区域)、大堀村(帰還困難区域)、苧野村(旧解除準備区域)、苧野村(旧居住制限区域)、苧野村(帰還困難区域)、津島村(帰還困難区域)
葛尾村	葛尾村(旧解除準備区域)、葛尾村(旧居住制限区域)、葛尾村(帰還困難区域)	葛尾村(旧解除準備区域)、葛尾村(旧居住制限区域)、葛尾村(帰還困難区域)

※避難指示区域は、平成28年4月1日時点

「旧市町村名」の地域は、モニタリング検査を終了し出荷・販売が可能となった地域

上記以外の出荷自粛等を要請しない地域についても、出荷・販売開始前にモニタリング検査を実施します。出荷・販売をするに当たり、必ず福島県水田畑作課のホームページ「平成28年産穀類のモニタリング検査の市町村別進捗状況」で出荷・販売可能かどうかを確認してください。

【参考】

品目	左記の代表例
非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ 等
結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等
アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等
カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等
たけのこ	もうそうちく、まだけ、はちく 等
野生きのこ(菌根菌類)	アイタケ、アカモミタケ、アミタケ、ウラベニホテイシメジ、オオモミタケ、カラスタケ、キシメジ、クリフウセンタケ、クロカワ、コウタケ、サクラシメジ、シモフリシメジ、シャカシメジ、ショウゲンジ、チチタケ、ハツタケ、ハナイグチ、ホウキタケ、ホンシメジ、マツタケ、ムレオオフウセンタケ、ヤマイグチ、ヤマドリタケモドキ 等
野生きのこ(腐生菌類)	ウスヒラタケ、エゾハリタケ、エノキタケ、オオイチョウタケ、クリタケ、サケツバタケ、サンゴハリタケ、タモギタケ、チャナメツムタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ナラタケ、ヌメリスギタケ、ハタケシメジ、ヒラタケ、ブナシメジ、ブナハリタケ、マイタケ、マスタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤマブシタケ 等
ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	葉ワサビ、根ワサビ、花ワサビ

注1) 避難指示区域※(帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域)においては、上記「摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について」に記載されていない品目であっても、営農の制限などによりモニタリング検査による安全性が確認されていない品目があります。

営農再開や出荷にあたっては各市町村に相談願います。

※避難指示区域を含む市町村は、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

注2) 野生の山菜や樹実類などについては、帰還困難区域、居住制限区域においては、採取を差し控えてください。また、避難指示解除準備区域において、出荷を希望される場合は、事前に下記まで連絡をお願いします。

〈注2〉の連絡先〉

- ・農林水産部林業振興課
- ・相双農林事務所森林林業部林業課(南相馬市、飯舘村)
- ・相双農林事務所富岡林業指導所(双葉郡)

電話：024-521-7432

電話：0244-26-4305

電話：0244-26-4302